平成 30 年 11 月 16 日

学校法人東京医科大学
理事長 矢﨑 義雄 様

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人　消費者機構日本
代 表 理 事　　　佐々木 幸孝

申入れ事項の追加のご連絡及び回答の要請

当機構よりの平成 30 年 9 月 19 日付「申入れ書」（以下、前回申入れ書といいます。）および平成 30 年 9 月 21 日付「要請書」に対しまして、貴法人より平成 30 年 10 月 4 日付「回答書」および平成 30 年 11 月 14 日付「回答書」をご送付いただいたことにつきまして、御礼申し上げます

標題の件でございますが、前回申入れ書にて申入れを行った件につき、下記のとおり申入れ事項の追加と回答の要請を行います。

つきましては、貴法人の文書による回答を 2018 年 11 月 30 日（金）までに当機構にお寄せください（回答書には本件に関する貴法人の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスをご記入ください。）。

なお、本件につきましても本書面の内容並びに貴法人のご回答の有無及び内容等を当機構のウェブサイト等に適宜公表いたします。

記

１．申入れ事項の追加について

前回申入れ書の申入れ事項に加えて、以下に掲げる志願者に対しても直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。(いずれも合格者を除きます。)

⑴ 平成 29 年度・平成 30 年度の医学部医学科の一般及びセンター利用入学試験の「高等学校等コード≧51000」に該当する志願者

⑵ 平成 29 年度・平成 30 年度の医学部医学科のセンター利用入学試験の女性及び３浪以上の浪人生である志願者

⑶ 平成 29 年度の医学部医学科の一般及びセンター利用入学試験の１浪・２浪の浪人生である志願者

２．申入れ事項の追加の理由

貴法人の第三者調査委員会による平成30年10月22日付「第一次調査報告書（平成29年度及び平成30年度入試の検証報告と是正措置の提言）」（以下、第一次報告といいます。）において、一般入学試験の女性及び３浪以上の浪人生である志願者のみならず、「高等学校等コード≧51000」に該当する志願者やセンター利用試験についても不利な扱いとなる得点調整が行われていたことが明らかにされました。また、平成29年度の一般及びセンター利用入学試験においては、男性の１浪及び２浪の浪人生についても不利な扱いとなる得点調整が行われていたことが明らかにされました。

そのため、前回申入れ書と同様の理由により、上記志願者についても直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをされるよう申し入れます。

３．回答の要請

貴法人よりいただいた平成30年10月4日付「回答書」によりますと、「現在、第三者委員会を設置しており、現状で入手できる資料に基づき、まずは本学医学部医学科の平成30年度入学試験結果から調査が実施され、平成30年10月中を目途に、一度、その結果の報告があります。かかる報告を踏まえて、不利益を受けた受験生の救済を含む、本学が実施すべき対応を早急に精査する所存です。」とのことでした。

また、同じく平成30年11月14日付「回答書」では「現在検討中であり、今後の第三者委員会の調査結果も踏まえて対応を決定いたします。」とされています。

しかしながら、今回の第一次報告によって平成29年度および平成30年度の入学試験については公正かつ妥当な選考基準で合格者を選抜しなかった具体的な事実があらためて明らかになっています。

そして当機構の前回申入れ書による申入れ事項および本書面による追加申入れ事項は平成29年度および平成30年度の入学試験に限ってのものとなっています。

よって、第三者委員会によるさらなる調査報告を待たずに、貴法人の対応方針を2018年11月30日までにご回答くださいますよう、要請いたします。

以上

＜本件に関するご連絡・お問合せ先＞
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺
事務局担当者 五藤
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077